

審判所、非課税規定は設けられておらず

# 被相続人の死亡で取得した 米国遺族年金はみなし相続財産

被相続人の死亡により取得した米国の遺族年金に関する権利がみなし相続財産に該当するか争われた裁決で、国税不服審判所は、米国遺族年金は被相続人の死亡により連邦規則集の規定に基づき原始的に配偶者が取得したものであったと認められるとし、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相法3条1項6号）に該当するとした。その上で、米国遺族年金を受給する権利については、法令上、相続税が課税されないこととなる非課税規定は設けられていないことから、みなし相続財産に該当し、相続税が課税されるとの判断を示した（東裁（諸）令5第45号）。なお、本件については、東京地裁に訴訟が提起されている。

## 被相続人の死亡により米国遺族年金の受給権を取得

本件は、請求人の母が被相続人の死亡により取得した米国の遺族年金に関する権利がみなし相続財産に該当するか争われた事案だ。

被相続人は、相続開始日前に米国退職年金を受給。配偶者は、米国退職年金を受給する権利を有する被相続人の配偶者として一定の要件を満たしていたことから、相続開始日前に米国家族年金を受給していた（退職年金受給者に65歳以上の配偶者がいる場合、当該配偶者は退職年金の50%に相当する額を家族年金として受けることができる）。その後、被相続人が死亡したことにより、米国退職年

金及び米国家族年金は終了し、配偶者は、米国遺族年金を受給する権利を取得することになった。

なお、米国の年金制度である遺族年金は、被保険者が死亡した場合、婚姻関係が9か月以上継続していたことなどの一定の要件（表参照）を満たす被保険者の配偶者は、被保険者の寡婦又は寡夫として遺族年金を受ける権利があるとしている。ただし、米国遺族年金を一時金など年金以外の形式で受給することはできず、受給を自ら停止しても解約返戻金を受領することはできないこととされている。

## 「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」に該当

審判所は、相続税法3条（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）1項6号の規定による相続又は遺贈により取得したもの

とみなされる定期金に関する権利は、相続の効果として被相続人から承継するものではなく、法律の規定その他契約以外の事由によっ